

議案第9号

秦荘町・愛知川町合併協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、秦荘町・愛知川町合併協議会規約第15条第3項の規定に基づき、秦荘町・愛知川町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の協議資料の作成に関すること。
- （3）協議会の広報および公聴に関すること。
- （4）協議会の庶務に関すること。
- （5）その他協議会の運営に関し必要な事項

（組織および分掌事務）

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務調整班および計画推進班を置く。

2 前項の班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

（職員）

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長および事務局職員を置く。

（職員の職務）

第5条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときまたは事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 班長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- （1）分掌する事務の統括および管理
- （2）所属する職員の指揮および監督
- （3）班相互間の連絡および調整

4 職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（会長の決裁事項）

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- （1）協議会の運営に関する基本方針の決定
- （2）協議会に提案する議案の決定
- （3）協議会の予算および決算
- （4）規程等の制定改廃
- （5）その他特に事務局長が重要であると認める事項

（専決事項）

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- （1）事務局の事務の取扱方針に関すること。

- (2) 秦荘町と愛知川町との連絡および調整に関する事。
- (3) 10万円未満の物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (4) 職員の休暇、時間外勤務命令および出張命令に関する事。
- (5) 物品および現金の出納に関する事。
- (6) 実務上の調査および照会ならびに回答に関する事。
- (7) その他軽易な事案に関する事。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長および副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の収受、発送、処理編集、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、愛知川町事務処理規程(平成14年愛知川町訓令第2号)の規定を準用する。

2 事案を処理する場合の起案は、起案用紙(別記様式)を用いて行うものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、および用途は、別表第2のとおりとす。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行うこととし、協議会の公印の管守、取扱い等については、愛知川町公印規程(昭和43年愛知川町告示第1号)の規定を準用する。

(職員の服務)

第11条 事務局の職員の服務および勤務条件は、それぞれ派遣する町の事務従事の例による。ただし、勤務時間の割振り、休憩時間および休息時間については、愛知川町の例によるものとする。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等は、それぞれの職員が属する町が負担する。

2 事務局の職員の旅費は、愛知川町の例により、協議会の予算において支給する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

区 分	分 掌 事 務
総務調整班	1 庶務および会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 協議会の資料の編さんに関すること。 5 人事に関すること。 6 報酬等の支給に関すること。 7 合併の方式に関すること。 8 合併の期日に関すること。 9 新町の名称に関すること。 10 新町の事務所の位置に関すること。 11 財産の取り扱いに関すること。 12 議会の議員の定数および任期の取り扱いに関すること。 13 農業委員会の委員の定数および任期の取り扱いに関すること。 14 特別職の職員の身分の取り扱いに関すること。 15 一般職の職員の身分の取り扱いに関すること。 16 新町の組織および機構に関すること。 17 一部事務組合等の取り扱いに関すること。 18 地方税の取り扱いに関すること。 19 条例、規則等の取り扱いに関すること。 20 使用料、手数料等の取り扱いに関すること。 21 補助金、交付金等の取り扱いに関すること。 22 町・字名の取り扱いに関すること。 23 公共的団体の取り扱いに関すること。 24 慣行の取り扱いに関すること。 25 国民健康保険事業の取り扱いに関すること。 26 介護保険事業の取り扱いに関すること。 27 消防団の取り扱いに関すること。 28 各種事務事業の取り扱いに関すること。 29 その他各種事務事業の調整および 2 町間の調整に関すること。 30 国および滋賀県との連絡調整に関すること。 31 その他他の班に属さないこと。
計画推進班	1 新町の将来ビジョンに関すること。 2 新町の建設計画に関すること。 3 財政計画に関すること。 4 新町の予算に関すること。 5 合併に係る広報に関すること。 6 その他計画策定に関すること。

別表第 2（第 10 条関係）

公印の名称	秦荘町・愛知川町合併協議会会長の印
ひな形	秦 荘 町 ・ 愛 知 川 町 合 併 協 議 会 会 長 之 印
寸法	24ミリ×24ミリ
書体	明朝体
管守者	秦荘町・愛知川町合併協議会事務局長
用途	会長名をもって発する文書用
個数	1 個

公印の名称	秦荘町・愛知川町合併協議会事務局長の印
ひな形	秦 荘 町 ・ 愛 知 川 町 合 併 協 議 会 事 務 局 長 印
寸法	18ミリ×18ミリ
書体	明朝体
管守者	秦荘町・愛知川町合併協議会事務局長
用途	事務局長名をもって発する文書用
個数	1 個

回議書

別記様式(第9条関係)						整理番号	
決 裁	会長	副会長	事務局長	次長	班長	局員	
合 議							

起 案	平成	年	月	日	起 案 者	印		
決 裁	平成	年	月	日				
完 結	平成	年	月	日				
施 行 方 法					文 書 番 号			
文書分類コード	20 00 00				法 規 番 号			
ファイル名	市町村合併				情 報 公 開 区 分	公 開		
サブタイトル					浄書・照合		公印使用 承認	
作成区分	年度	(事務所保管 1年)						
廃棄年月	年	月	(文書庫保存 永年)					

あ て 先	
発 信 者	
件 名	
記 事 文	
概 要	